

## 基本の柱Ⅲ 迅速かつ安全に被害者を保護する体制の充実

被害者の保護に当たっては、何よりも被害者や同伴する子ども等の安全の確保が重要です。県では、加害者の暴力からの緊急避難が円滑に行われるよう、各地域における緊急保護体制を強化するとともに、様々な配慮を必要とする被害者を保護するため、多様な一時保護委託先の確保を検討し、夜間、休日を問わず、迅速かつ安全に保護する体制の充実に取り組みます。

また、一時保護後は、複雑化・多様化する被害者の実情を踏まえ、入所者が安心して一時保護期間を過ごせるよう、被害者に寄り添って、きめ細かく支援する必要があります。県では、被害者の人権に配慮した一時保護体制の充実に取り組むとともに、被害者に対し、保護命令制度（※）の利用について十分な情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を丁寧を実施していきます。

※保護命令制度：被害者からの申立てにより、裁判所が加害者に対し被害者及び子への接近禁止や、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を命ずるもので、違反者には刑罰が課せられる。

### 重点取組事項

被害者の人権に配慮した一時保護体制の充実のため、県内各地域での対応が可能となるよう、一時保護委託先がない地域について、民間団体の動向を踏まえながら委託先の確保を検討します。

## 【施策の方向7】 迅速で安全な保護体制の充実

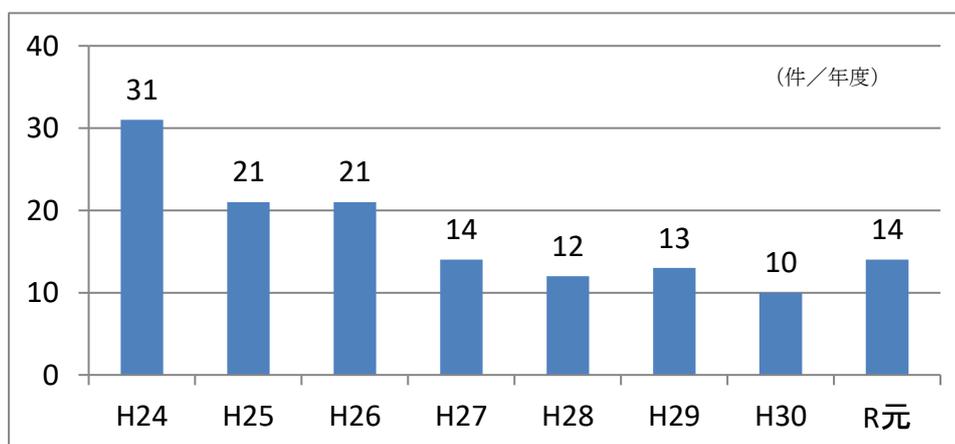
### 現状

○本県では、24 時間体制で被害者の受入れに応じられる一時保護体制を整備しています。

被害者の保護にあたっては、地域配暴センター（総合支庁担当課）、市町村、警察が緊密に連携・協力して対応しています。

○DV被害者の一時保護の状況については、直近5年間の一時保護件数は10～14件／年度で推移し、減少傾向にあります。（図表15、図表16）

＜図表15 DV被害者の一時保護の状況（推移）＞



（県子ども家庭課調べ）

＜図表 16 DV被害者の一時保護の状況（内訳）＞

| 年度 | DV被害者 |    |      | 同伴する子ども |    | うち交際相手(※)によるDV |         |
|----|-------|----|------|---------|----|----------------|---------|
|    | 人数    | 委託 | 平均日数 | 人数      | 委託 | 人数             | 同伴する子ども |
| 27 | 14    | 0  | 10.1 | 16      | 0  | 0              | 0       |
| 28 | 12    | 1  | 14.3 | 7       | 1  | 0              | 0       |
| 29 | 13    | 1  | 13.1 | 16      | 4  | 2              | 0       |
| 30 | 10    | 3  | 19.1 | 11      | 4  | 2              | 1       |
| 元  | 14    | 3  | 16.0 | 20      | 7  | 2              | 0       |

※ 「交際相手」とは、生活の本拠を共にする交際をする関係に係るものを指す。  
(県子ども家庭課調べ)

○加害者等の追及から逃れるため、県域を越える避難や保護を必要とする被害者も増加しており、配暴センターでは、他県の配暴センター等への情報提供を行うなど、被害者の意向を尊重した対応を行っています。

### 課題

- 被害者の保護にあたり、迅速かつ安全に保護する体制を充実するとともに、二次的被害を防止する必要があります。
- 被害者の抱える実情が複雑化・多様化しており、配暴センターによる県域を越えた避難や保護の調整、警察の支援による宿泊施設への一時的避難など、被害者に配慮した対応を充実する必要があります。

### 【今後の方策①】 安全な移送体制の確保

○地域配暴センター（各総合支庁担当課）が、市町村や警察と一層緊密に連携・協力しながら、女性担当者が同伴するなど被害者に配慮した安全な移送を行います。

| 施策      | 担当課                         | 取組み概要   |
|---------|-----------------------------|---|
| 移送体制の充実 | 各総合支庁(地域配暴センター)<br>女性相談センター | ◆地域DV被害者支援連絡会議を開催し、市町村や警察との連携体制をより一層強化するとともに、女性担当者が同伴するなど被害者に配慮した移送を実施。 |

### 【今後の方策②】 緊急保護体制の充実

○休日や夜間など緊急に保護が必要と認められるときは、配暴センター、市町村、警察等の関係機関が連携し、適切に対応します。

| 施策        | 担当課                    | 取組み概要                                   |
|-----------|------------------------|---|
| 緊急保護体制の充実 | 女性相談センター<br>各総合支庁(地域配) | ◆24時間体制の保護を実施。<br>◆日頃から配暴センターと警察の連携強化を図 |

|                         |            |  |
|-------------------------|------------|--|
|                         | 暴センター)     | るとともに、地域DV被害者支援連絡会議等を活用し、市町村や警察と夜間・休日等の保護体制の整備、連携を強化。  |
| 民間宿泊施設への一時避難にかかる宿泊費用の支援 | 県警察人身安全少年課 | ◆再び被害に遭う恐れがあるため帰宅することが困難な被害者に対し、自ら避難場所を確保することができない場合又はやむを得ない理由から公的機関への避難が困難な場合において、一時的にホテルなどに宿泊する費用を支援し、被害者の安全を確保。 |

### 【今後の方策③】 県域を越えた広域的な連携の推進

○配暴センターは、被害者の必要に応じて、さらなる広域的な支援が円滑に行えるよう、他都道府県と情報交換を積極的に行うなど連携を強化します。

| 施策                 | 担当課      | 取組み概要  |
|--------------------|----------|--|
| 他都道府県との情報交換による連携強化 | 女性相談センター | ◆全国婦人相談所長会議、北海道・東北地区婦人相談所長会議等で、広域的な支援が円滑に行えるよう積極的に情報交換を行うほか、近県の配暴センター等と日常的に情報交換し連携を強化。 |

### 【施策の方向8】 被害者の人権に配慮した一時保護体制の充実 [重点項目]

#### 現状

- 一時保護の委託については、委託先との連携を密にすることで、被害者の個別の事情に配慮した自立支援となるよう努めています。
- 現在、男性被害者の一時保護が実施できる場所は確保されておらず、配暴センター等において個別の状況に応じた対応を行っています。

#### 課題

- 県内全地域で迅速な対応が可能となるよう、一時保護委託先がない地域には、民間団体の動向を踏まえながら委託先の確保について検討する必要があります。
- 被害者の性別や性的指向と性自認に関わらず一時保護を実施できる体制を確保する必要があります。また、男性被害者の保護については、男性被害者の相談機能の充実と併せて検討する必要があります。
- 一時保護の受入れに当たっては、入所者の緊張と不安を緩和するために、きめ細かく相談・支援や心理ケアを行う必要があります。また、一時保護後も被害者への支援が途切れることがないよう配慮する必要があります。
- 配暴センターは、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理する必要があります。

### 【今後の方策①】 きめ細かな相談・支援の実施

○入所者が安心して援助を受けることができるという気持ちを持てるよう、安全対策を講じるとともに、きめ細かな相談・支援を実施します。

| 施策            | 担当課                         | 取組み概要  |
|---------------|-----------------------------|--|
| 安全対策の実施       | 子ども家庭課<br>女性相談センター          | ◆一時保護所において、警備設備などを確保するとともに、保護マニュアルに基づき安全対策を実施。<br>◆関係機関への同行支援の際は、警察等と連携し、安全対策を実施。  |
| きめ細かな相談・支援の実施 | 女性相談センター<br>各総合支庁(地域配暴センター) | ◆女性相談員や配暴センター担当職員が、入所者の将来の不安等に寄り添いながら、きめ細かな相談と支援を実施。<br>◆退所後も被害者の来所相談等に応じるほか、他の機関に引継ぎを行う場合には、単に当該機関の連絡先を教示するだけでなく、担当者との面接が確実に行われるよう連絡・調整を徹底。 |

### 【今後の方策②】 心理ケアの充実

○入所者の疾病など心身の健康状態等を踏まえて、医学的又は心理学的な援助を行います。

| 施策      | 担当課                | 取組み概要   |
|---------|--------------------|---|
| 心理ケアの充実 | 子ども家庭課<br>女性相談センター | ◆被害者の実情を踏まえて、一時保護期間中に心理担当職員等による心理ケアを実施。<br>◆被害者の意向を聞きながら関係機関・医療機関と連携し、適切な心理ケアを実施。 |

### 【今後の方策③】 一時保護委託先の拡充を検討

○被害者の実情に応じ、迅速かつ適切な保護が実施できるよう、NPO・社会福祉法人等民間団体の動向を踏まえながら一時保護委託先の拡充を検討します。

| 施策            | 担当課                    | 取組み概要  |
|---------------|------------------------|--|
| 一時保護委託先の拡充の検討 | 子ども家庭課<br>若者活躍・男女共同参画課 | ◆一時保護委託先がない地域について、NPOや社会福祉法人等民間団体の動向を踏まえながら委託先の確保を検討。<br>◆男性被害者等の一時保護委託先については、相談窓口(配暴センター)の設置と合わせ、国、他県、民間団体の動向など情報収集を実施しながら、委託先の確保を検討。 |

|         |                                 |  |
|---------|---------------------------------|--|
| 委託先との連携 | 女性相談センター<br>各総合支庁(地域配<br>暴センター) | ◆被害者の個別の事情に配慮し、委託先と緊密に<br>連携しながら一時保護委託を実施。 |
|---------|---------------------------------|--|

#### 【今後の方策④】 苦情処理の体制整備

○被害者の保護に関わる職員の職務の執行に関する苦情を受け付け、公正な視点で適切かつ迅速に苦情処理を行える体制整備を検討します。

| 施策        | 担当課                | 取組み概要   |
|-----------|--------------------|---|
| 苦情処理体制の整備 | 子ども家庭課<br>女性相談センター | ◆苦情処理体制の整備を検討(※)。<br>◆一時保護所の意見箱の利用について、入所者に周知を徹底。 |

※婦人保護施設については、山形県福祉サービス運営適正化委員会(山形県社会福祉協議会)の苦情処理の対象となっています。

#### 【施策の方向9】 保護命令に関する支援

##### 現状

○山形地方裁判所調べによる、本県の直近5年間の「保護命令に係る対応状況」は以下のとおりです。(図表17)

<図表17 保護命令に係る対応状況(山形県)>

|        |                  | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年/<br>令和元年 |
|--------|------------------|-------|-------|-------|-------|----------------|
| 保護命令件数 |                  | 15    | 12    | 10    | 11    | 14             |
| 内訳     | 接近禁止命令のみ         | 3     | 1     | 2     | 3     | 3              |
|        | 退去命令のみ           | 0     | 0     | 0     | 0     | 0              |
|        | 接近禁止及び退去命令       | 0     | 0     | 1     | 0     | 0              |
|        | 電話等禁止命令のみ        | 0     | 0     | 0     | 0     | 0              |
|        | 接近禁止及び電話等禁止命令    | 12    | 10    | 6     | 8     | 9              |
|        | 退去命令及び電話等禁止命令    | 0     | 0     | 0     | 0     | 0              |
|        | 接近禁止、退去及び電話等禁止命令 | 0     | 1     | 1     | 0     | 2              |

※ 保護命令通知件数は、警察が他県の裁判所からの通知を受理した数を含む。

(山形地方裁判所調べ)

##### 課題

○被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、保護命令制度を周知するとともに利用のための支援を行う必要があります。また、保護命令発令時には、警察等関係機関と連携し、被害者の安全確保を速やかに行う必要があります。

**【今後の方策①】 保護命令制度の周知と利用のための支援**

○配暴センター等は、被害者等が速やかに安心して保護命令制度を利用できるよう、被害者に対して分かりやすく情報提供し、助言その他の援助を丁寧に行います。

| 施策          | 担当課   | 取組み概要   |
|-------------|---|---|
| 保護命令制度の利用支援 | 女性相談センター<br>各総合支庁(地域配<br>暴センター)<br>県警察人身安全少<br>年課 | ◆必要に応じて、被害者等に保護命令制度の情報提供や助言、書類作成等の手続き、関係機関への連絡等を支援。 |

**【今後の方策②】 保護命令に対する適切な対応**

○配暴センターは、保護命令の申立てを行う際や保護命令が発せられた際には、警察・教育機関等関係機関と連携し、被害者の安全確保を速やかに行います。

| 施策            | 担当課   | 取組み概要  |
|---------------|---|--|
| 保護命令に対する被害者支援 | 女性相談センター<br>各総合支庁(地域配<br>暴センター)<br>県警察人身安全少<br>年課 | ◆事案に応じて、申立てから決定までの間についても、一時保護や関係機関との連携により安全を確保。<br>◆保護命令が発せられた場合には、被害者に保護命令発令後の留意事項を速やかに情報提供。<br>◆警察・教育機関等関係機関との情報共有を速やかに行い、被害者及びその子ども等の安全確保を徹底。 |